

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 清田 哲也

## 1 日 時

令和7年9月18日（木） 午前9時58分から  
午後1時55分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

清田哲也、岡野涼子、麻生栄作、吉村尚久、玉田輝義、末宗秀雄

## 4 欠席した委員の氏名

井上明夫

## 5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫、福崎智幸、守永信幸、猿渡久子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 幡野徹 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第71号議案のうち本委員会関係部分、第84号議案、第85号議案、第86号議案、第87号議案及び第88号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第75号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について、公社等外郭団体の経営状況報告など、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査について行程の確認を行った。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主査 仙川正朋  
政策調査課政策法務班 主査 稲垣俊和

# 文教警察委員会次第

日時：令和7年9月18日（木）10：00～  
場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 教育委員会関係

10：00～12：00

### （1）付託案件の審査

- 第 71号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）  
第 84号議案 物品の取得について  
第 85号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について（総務企画委員会へ合い議）  
第 86号議案 工事請負契約の締結について

### （2）合い議案件の審査

- 第 75号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について（付託委員会：総務企画委員会）

### （3）諸般の報告

- ①大分県長期総合計画の実施状況について  
②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について  
③令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について  
④公社等外郭団体の経営状況報告  
(公益財団法人大分県奨学会、公益財団法人大分県スポーツ協会)  
⑤教員採用試験に係る「求償権行使懈怠違法確認請求事件（住民訴訟）」の控訴審（福岡高裁）判決について  
⑥遠隔教育の実施状況について

### （4）その他

## 3 警察本部関係

13：00～14：30

### （1）付託案件の審査

- 第 87号議案 大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部改正について  
第 88号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について

### （2）諸般の報告

- ①大分県長期総合計画の実施状況について  
②大分県暴力団排除条例の改正予定について  
③公社等外郭団体の経営状況等について  
(公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター、公益財団法人大分県交通安全協会、公益財団法人大分県防犯協会)

(3) その他

4 協議事項

14:30~14:40

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

5 閉会

## 会議の概要及び結果

**清田委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は都合により、井上委員が欠席しています。また、委員外議員として阿部長夫議員、福崎議員、守永議員、猿渡議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案6件及び総務企画委員会から合意議のあつた議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、教育委員会関係の審査を行います。

まず、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**山田教育長** 教育委員会を代表して、一言、御挨拶を申し上げます。

清田委員長をはじめ、文教警察委員会の委員の皆様におかれでは、平素から本県教育の推進に多大なる御支援、御協力を賜っていることに對して、心から感謝を申し上げます。

先日の一般質問であったとおり、地域の高校の活性化に向けて、探求教育の充実や複数校志願制度に加えて、後ほど詳しく報告しますが、夏季特別授業を含めて、遠隔授業もしっかりと取り組んでいます。

また、本日御審査いただく議案にもあるように、大分県立学校の設置に関する条例の一部改正を予定していますが、夜間中学の名前も決まり、着々と準備を進めています。

このように、少しづつではありますが、歩みを進めています。今後とも、職員一丸となってしっかりと取り組んでいくので、引き続き、御指導賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、付託案件について、担当課長から御説明します。

**深藏教育財務課長** それでは、資料2ページを

お願いします。

第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）の教育委員会所管分については、繰越しの早期設定をお願いするものです。

一つ目の1高等学校施設整備事業のうち体育館空調整備工事9億200万円は、令和8年夏季までに空調設置を完了させるため、全国的な体育館空調の整備増を勘案し、適正工期を確保するものです。

その下、芸術緑丘高校トイレ大規模改修工事等8,900万円は、現地調査の結果、給排水管の老朽化が新たに判明したこと等により、適正工期を確保するものです。

一番下の2支援学校施設整備事業の別府支援石垣原校解体改修工事1億1,900万円は、応札者の提出書類の不備に伴い、再度の入札を行う必要があるため、適正工期を確保するものです。

以上、合計で11億1千万円となっています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等ないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第84号議案物品の取得について、執行部の説明を求めます。

**角渕教育DX推進課長** 資料3ページを御覧ください。

県立学校のタブレット端末の取得について、御説明します。

端末の取得が、大分県県有財産条例で定める予定価格 7 千万円以上の動産の買入れに該当するので、議会にお諮りするものです。

今回取得する端末は、令和 2 年度に導入した児童生徒用 1 人 1 台端末の更新に伴うもので、合計 2 万 1, 266 台となります。

3 契約の方法について、幅広く参加を募るために、機種を限定しない総合評価型一般競争入札（WTO 対象物品調達）を実施しました。しかしながら、応札者は 1 者であり、機種は現在と同様の i Pad となりました。

4 契約金額は 15 億 2, 415 万 2, 498 円で、落札率は高くなりましたが、端末単価は 53, 680 円と市場価格である 58, 800 円に比べ、1 割程度低い金額となりました。なお、財源は全額、国からの交付金を活用しています。

応札者が 1 者にとどまった要因としては、主に 2 点が考えられます。

1 点目は仕様書の関係です。現在、県立学校では、サーバーや電子黒板等の周辺機器を i Pad 仕様で整備しており、OS を変更する場合は機器の更新に追加費用が発生するため、応札のハードルが高まった可能性があります。

2 点目は規模の関係です。今回の更新は 60 校、2 万 1, 266 台に及ぶ大規模調達であり、機器調達、OS の変更に伴う動作検証及び研修体制の確保など、業者に相応の準備が求められることから、応札を見送った可能性があります。

今後も他県の状況等を参考にし、公平・公正な入札の在り方について、検討を続けていきます。なお、6 契約の相手方は、ミカサ商事株式会社大分支店です。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**吉村委員** 高校生のタブレットについて、全国では、個人持ちが半数くらいあったんですかね。多かったと思うんですけど。今回、大分県においては貸与ということで、保護者負担も考え

ると大変良かったと思います。ありがとうございます。

その中で、さきほど少し説明がありましたが、大分県において、i Pad が中心になっている理由。全国で見れば、Chromebook や Windows タブレットなどを使用している。どちらかと言うと、低学年は i Pad の使用が非常に有効だと言われているけれども、高校生になってきたら i Pad じゃない方がいいという意見もあると聞いています。i Pad を使用している理由について。

もう一点。今後、コンピューター教室はどうなっていくのか。i Pad などとコンピューター教室との兼ね合いを、大分県としてどう考えているのか教えてください。

**角渕教育DX推進課長** 1 点目の i Pad を導入した理由について、今回の総合評価型一般競争入札においては、OS を限定しない形で入札を行いました。価格評価に加えて、機能面の評価等を総合評価で行いましたが、結果的に i Pad を販売する業者が応札したということで、i Pad をはなから選定していたわけではありません。ちなみに、i Pad のメリットは、特にオンラインではなくてオフラインでの活用に強みがあり、例えば、通信環境が良くない家庭などにおいてもオフライン環境でできるので、こういったところで学びを止めないメリットはあるかと思います。それにメリットはあります。

次に、コンピューター教室についてです。コンピューター教室で現在行っている事業を i Pad ではできません。また、ソフトなどが入っているので、例えば、1 人 1 台端末があるからといって、コンピューター教室を廃止することは、今のところ考えていません。

**末宗委員** 1 点だけ。落札率 99.9%。1 社入札やろうから。今後、1 社入札じゃなくて、3 社以上入札せな、入札せんように提案しておこうと思うんだけどね。3 社以上で入札ができないときは、そのとき考えればいいことで。こんな落札率 99.9% で。恐らく、ミカサ商事株式会社大分支店が、最初から見積りもして

いると聞いているから。そういう入札は、工期の面などいろいろ理屈は言うけれど、入札は厳正なものだから。今後、そのようにお願いしたいんだけどね。

**角渕教育DX推進課長** こちらとしても、1社は問題があると考えています。制度としては1社でも大丈夫ですけれど、やはり広く参加していただきたいと思うので、他県の状況等も検討しながら、いかに広く応札を求められるか。例えば、参考見積を取る段階で、多くの業者から取るのも一手だと思います。そういったことも検討していきたいと思います。

**麻生委員** 関連して、これはWTO要件ですね。海外からの参画はないということでいいですね。確認です。

**角渕教育DX推進課長** 麻生委員がおっしゃるとおり、海外からの参画はありませんでした。

**麻生委員** こういった件について、WTO要件にかかわらず、国内でも1社しかないものをどうするかは大きな問題かと思います。いずれにしろ、そういった問題も含めて、国といろいろな協議をしていただきたいと思います。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないで、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないで、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第85号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正についてですが、本案については、総務企画委員会に合意議していることを申し添えます。それでは、執行部の説明を求めます。

**深藏教育財務課長** 資料4ページを御覧ください。

第85号議案大分県立学校の設置に関する条

例の一部改正について、御説明します。

今回の改正は2点あります。

まず、資料の左側を御覧ください。大分県立南石垣支援学校の移転についてです。

第三次大分県特別支援教育推進計画に基づき、十分な広さの施設を確保し、これまで以上に障がいの特性に応じた教育活動を可能とするため、大分県立南石垣支援学校を大分県立別府羽室台高等学校跡地に移転し、名称を大分県立別府やまなみ支援学校に変更するものです。

次に、資料の右側を御覧ください。県立夜間中学校の設置についてです。

義務教育未修了者など義務教育段階の学び直しを希望する方に対し、学校での就学機会を提供するため、大分県立爽風館高校敷地内に大分県立学びヶ丘中学校を設置するものです。

また、大分県立学びヶ丘中学校は入学試験を行わないため、手数料の規定がある大分県使用料及び手数料条例の整備も行います。

施行期日について、大分県立学びヶ丘中学校は開校の準備を行うため令和7年10月1日、大分県立南石垣支援学校から大分県立別府やまなみ支援学校への改正は令和8年4月1日としています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**玉田委員** 議案についての関連ですけれど、いいですか。（「はい」と言う者あり）県立夜間中学校の件で、少し伺いたいと思います。大分県立爽風館高等学校に入り、一つの施設に二つの学校が共存するということで、現場も含めて、義務教育課や高校教育課も随分大変じゃないかと思っています。この議案について、私は賛成の立場ですけれど、来年4月の開校に向けて、これから急ピッチで議論しなくちゃならないことが、随分あるんじゃないかという気がしています。

その一つとして大分県立爽風館高等学校の夜間——Ⅲ部の生徒と重ならないのか、給食の問題、遠くから通う生徒——あの辺は駐車場がないので駐車場の問題など、随分と課題がある気

がするので、これから3月に向けて、しっかりとといい環境を整えてほしいです。現状そして今後の見通しについて、少し教えてください。

**小野義務教育課長** まず、Ⅲ部の生徒との教室の配置について、令和7年9月2日に打合せに行き、現状、6教室は空いているということで、その6教室を使っていこうと考えています。

それと、給食について、夜間中学校に入学する生徒で希望される方は、Ⅲ部の生徒と一緒に給食を提供したいと考えています。これはあくまでも希望です。

そして、駐車場について、車で通わなければならない生徒もいるので、依頼の最中ですが、近隣のお寺の方の御厚意で、もしかすると駐車場をお借りできる可能性があります。今、依頼をしています。

今後、大分県立爽風館高等学校とは、連絡調整の必要な内容について、打合せを頻繁にしていきたいと思います。先週も開校準備班が行き、例えば、体育について、夜間中学校も体育の授業が週1回あり体育館の割り振りなど細かい具体的なところも進めている最中ですので、大分県立爽風館高等学校の教育活動に支障がないように、うまく調整を図っていきたいと考えています。

**玉田委員** 現場の細かいことについて我々は分からぬところがあるけれども、とにかく、来年4月に向けて、二つの学びの場が混乱する事がないように、是非しっかりとやってほしいと思います。

**麻生委員** 夜間中学校は夜に開校するわけで、資料には教育理念を書いているけれど、これが最も重要だろうと思います。お寺の方が貸してくれるか貸してくれないかも、しっかりと理念があればすんなりといいくのではないか。そういう意味において、ノーベル生理学・医学賞を受賞された大村智博士は、夜間の定時制高校の教師からノーベル賞を受賞されていますよね。そういうことをしっかりと教育委員会及びこれから現場に立つ教職員にも理解していただき、大村智博士の縁尋機妙という著書を読んで、是非取り組んでほしいことをお願いしたいと思いま

ます。

それから、夜間中学校の設置に関して、大分県は遅れているということで、文部科学省の審議官をされた丸山氏——ノンキャリアから文部科学省初等中等教育局長になられた丸山氏といった方々の思いや開校時には関係者や広く県民にもしっかりと伝わる工夫を開校式典や記念講演などでは是非披露してほしいと思います。

**清田委員長** 御要望ということで。（「はい」と言う者あり）

**末宗委員** 南石垣支援学校と県立夜間中学校を一つの議案で提出しているけれど、これは全く別なのを一つの議案で出している。そこあたりを教えていただけんかね。

**深藏教育財務課長** 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、大分県立別府やまなみ支援学校と大分県立学びヶ丘中学校の二つの条文を一つの条例の中で改正することで、一つの議案としています。

**末宗委員** 議案は二つにできないのか。

**深藏教育財務課長** もちろん二つに分けることは可能かと思いますが、一つの条例の改正なので、通常は1本でまとめて改正することになります。

**末宗委員** 通常はと言うけれど、僕は通常と違うき聞きよるんやけどね。支援学校と夜間中学、考え方方が全然違うのを一緒にというの。質問とかも全然違うからね。だから、普通、議案が違うんじゃないかと思うから聞きよったんだけよ。おたくたちの常識と僕の常識は違うんだけどね。

**清田委員長** 同じ条例だから1本であげたという御答弁ですけれど、学校の中身が全然違うので、同じ条例であっても議案としては二つに分けた方がいいのではないかということですが、今回は一つであげてしまった。（「議運の時は」と言う者あり）（「議運っち、議運の時はこんな質問できんじやないか」と言う者あり）（「上程。確かにいいとこついちよんわ」と言う者あり）（「上程っち、今、これ、委員会で聞かな。こん組が出すんじやき」と言う者あり）

確認しますけれど、一つの条例の一部改正であっても、議案を二つにすることは別に不自然

じゃないですよね。ここで聞くのも少し違うとは思っているんですけど。

**深藏教育財務課長** 議案を1本にまとめていませんけれども、その理由として、それぞれの内容については違いを記載しているので、それはそこで確認できるかと思います。

**清田委員長** 仮の話で申し訳ないけれど、議案を二つにすることはどうなんでしょう。一般論として、上程する側は別にそれは不自然なことではない。

**深藏教育財務課長** さきほども申したように、同じ条例の中で、別表に支援学校と夜間中学の改正する箇所が2か所あるので、それは一つの条例の一部改正で提案しています。

**清田委員長** 逆に、議案を一つにする方が自然であるという御見解ですか。（「はい。あくまでも一つの条例ですので」と言う者あり）

**末宗委員** だから、俺は違うと言うに。例えば、夜間中学の方は賛成なり反対する。支援学校の方はその逆の結果が委員会で出たら、おたくたちはこの議案がおかしくなるじゃない。この二つを全く一緒に出しちょるんじゃから。物の考え方方が当たり前の話でいかんのに。

**玉田委員** 末宗委員が言うのは、県立別府やまなみ支援学校は反対で県立学びヶ丘中学校が賛成だった場合、委員の賛否が困るじゃないかという趣旨ですよね。（「そうそう、そういうことも起こるしね。違う案件じゃから」と言う者あり）その場合、一方が反対であれば、この議案には反対という扱いになるんですよね。一方は賛成だけれど一方が反対ということは、この議案は反対の扱いになる整理でいいんですか。

**清田委員長** まとめていいですか。深藏教育財務課長、もう一度聞きます。私の質問と平行線が続いていますが、今回はこうあげてしまったけれども、今、正に、県立学びヶ丘中学校はいいけれど、県立別府やまなみ支援学校には納得がいかないから反対になると、議案が一つなので、我々も非常に審議しづらい。そういう意味で、上程する側——執行部の常識やルールとして、条例の一部改正の部分では共通だから1本にしてあげたとおっしゃっている。実際は二つ

の全く異なる学校の条例、条例は一つですけれど。条例は一つだけれども、議案を二つに分けることは別に不自然なことではありませんかと私はさきほどから伺っています。それについて、御回答をお願いします。

**深藏教育財務課長** さきほど清田委員長がおっしゃったように、例えば、県立別府やまなみ支援学校は賛成で県立学びヶ丘中学校が反対のときはどうするのかということですが、確かにそういうこともあり得ようかと思います。今回は1本で条例改正をあげていますけれども、本来そこは分けて上程することも必要だったかと思います。

**清田委員長** 今後はそういう部分に少し御配慮いただき、審議がより明確になることも考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

末宗委員、よろしいですか。

**末宗委員** はい、いいです。

**清田委員長** 今後、気を付けていただくということで。

**吉村委員** 今話題になった件に若干係るかもしれないですが、南石垣支援学校の移転と名称変更について、会派への議案説明の際に、私の会派の原田議員からもありましたが、現在の南石垣支援学校に通っている生徒の中で、路線バスを利用している生徒がいます。今回、別府羽室台高等学校跡地に移転した場合、生徒が通学する時間帯にちょうど合ったバスがないということで、バスの時間について、地元や教育委員会も、民間のバス会社に配慮を求めるという話を聞いています。しかし、民間なので、採算が合わないということで、断念している状況があります。

私は中津市なので中津市の支援学校を考えたときに、スクールバスで通学するのが普通だと思っていました。または、保護者が同伴してということですが、路線バスも含めて、公共交通機関を利用している生徒が県内には何十名かいるという話も聞きました。もちろん、社会的自立を目指すことで言えば、求められているものとして、スクールバス以上に路線バスや公共交

通機関を利用していくのが本来の姿だと思います。

そういう中で、今回、これができないことを考えたときに、今後、教育委員会として、こういう事例をどう考えていくのか。自立を目指す生徒に対して、保護者負担の軽減も含めて、公共交通機関を利用していくことについてどう考えるのか、伺いたいと思います。

**坂本特別支援教育課長** 特別支援学校の通学に関しては、自力通学、そして保護者の送迎を基本にしており、それでも難しい場合に、県がスクールバスを配備して通学の支援をするという考え方があります。

吉村委員がおっしゃるとおり、自立と社会参加を目指す上では、県としても路線バスを使い学校に通うことを勧めていますが、地域によっては公共交通機関の便がない地域もあるので、そういったことも踏まえて、スクールバスのルートなどを工夫しながら、通学の部分で生徒が困らないように、こちらも状況を把握し支援をしています。

**吉村委員** 言われたことも分かりますが、今まで路線バスに乗っていた生徒が乗れなくなってしまうことをどう考えていくのか。今までも、何とか路線バスで時間どおりに学校に通える努力をしていただいたと思いますが、引き続き、自立を目指す生徒といったときに、スクールバス以上に路線バスや公共交通機関が必要という考え方、その立ち位置では是非努力していただきたい。

**坂本特別支援教育課長** その辺の状況について、毎年学校から通学の方法や困りを聞いて、路線バスの便数が減ったなどの状況があればスクールバスのルートを少し変更するといった、学校と一緒にになって、相談しながら支援をしていきたいと思います。

あわせて、公共交通機関にももう少し、南石垣支援学校も私もバス会社に何回か依頼したことがあります。そういった働きかけも含めて、今後困らないようにしていきたいと思っています。

**吉村委員** 引き続き、こういう事例がほかにも出てくる可能性があるので、生徒の公共交通機

関の利用、スクールバス、ひいては保護者の同伴や同乗という形もあるかと思いますけれど、公共交通機関への働きかけも是非お願ひします。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** 今の関連になりますが、新たな大分県立別府やまなみ支援学校に移ったときに、自立通学が可能という話でしたが、以前にも通学路の安全が気になって要望したことあります。

大分県立別府羽室台高等学校のとき、自転車やバスから降りて徒歩で学校まで行く道が狭くて非常に危ない、はらはらする状況がありました。その点が改善されているのか、何らかの配慮がされているのか。障がいを持っている生徒なので、より気になります。その点が1点。

それと、南石垣支援学校の跡地活用について、今年6月の常任委員会において委員外議員として聞くと、別府市に活用のめどがないか協議しているという話だったので、別府市に聞きました。すると、県に資料を求めているが、資料がまだ来ていないので検討する材料がないという話でした。

大分県立別府羽室台高校は8年間ほど活用のめどが立っていなかった、多分決まっていなかったと思います。要望がないので云々ということを前回おっしゃったけれども、県としてどう活用していくかをもっと時間をかけて、地域の皆様にはいろいろ要望があるのでその要望もしっかりと聞いて、知事は県民との対話を重視しているので、やはり地域の要望を聞きながら、県としてもっとしっかりと時間をかけて検討すべきではないかと思います。土地も建物も県が所有していることも確認したいと思いますけれど、今後の南石垣支援学校の跡地活用について、時間をかけて是非検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**坂本特別支援教育課長** 南石垣支援学校の通学の安全確保について、お答えします。

バスを使う生徒は、バス停から1.2キロメ

一トルぐらいの距離を歩いて来るようになります。猿渡議員のおっしゃるとおり、途中一部少し危ない点はあるかと思いますが、通学の安全も含めて、生徒の状況にもよるので、学校と連携し通学の安全確保をしたいと思います。

そして、自転車のルートについても生徒一人一人によって違うので、そこを把握しながら安全確保に努めていきたいと思います。

**深藏教育財務課長** 南石垣支援学校の跡地活用について、御質疑をいただきました。

前回、御説明しましたけれども、現時点ではつきりしていることは、県庁内で跡地の活用について照会をしました。半年以上かけて照会をしましたけれど、結局、各部局から活用したいという要望はなかったので、今のところ県で活用する予定はなく、次の段階として、別府市に活用策を検討していただいているところです。

鑑定評価がまとまり次第、別府市にはその情報を提供したいと思いますけれども、現時点で、活用について別府市から否定的な意見は寄せられていないので、その検討結果を待ってからこちらも考えたいと思います。

**猿渡委員外議員** 通学について、大分県立別府羽室台高等学校のときには、鉄輪線を自転車で通う生徒が非常に危ない、はらはらしました。今後もそういう可能性があると思います。ですから、その点も含めて、県と関係機関で協議いただきたい。

南石垣支援学校跡地活用については、重なりますが、今のところ県では希望がなかったということですけれども、それは地元の要望を聞いていなかったからだと思います。幅広い皆様が移転することを知り、いろいろな要望がこれから沢山出てくると思います。私も聞きたいと思っているので、県ではもう検討しないではなくて、県として是非しっかりと検討していただきたいと思います。要望です。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので質疑はこれで終わりますが、まだ、合い議の結果が届いていないので、本案の採決は保留し、後ほど、

合い議の結果が届いた後に行います。

次に、第86号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**深藏教育財務課長** 資料5ページをお願いします。

第86号議案工事請負契約の締結について、御説明します。

大分市東部の児童生徒数の増加により教室数が不足しているため、大分県立大分支援学校高等部特別教室棟を新築するものです。

工事予定価格が条例で定める5億円以上のため、本工事の契約締結にあたり、本議会に議案を提出するものです。

2工事場所は大分市大字志村で、資料下側中ほどの大分支援学校配置図のとおり、大分支援学校の隣接地です。

3工事の概要は木造2階建、一部鉄筋コンクリート造で、延床面積は1,922.31平方メートルです。

4契約の方法は一般競争入札（要件設定型・総合評価落札方式）、応札者は1者となっています。これは、事前の技術関係書類の提出は2者からあったものの、最終的に入札したのは1者となったものです。

5契約金額は7億1,368万円です。

6工期は令和9年1月4日までであり、7契約の相手方は大分市の後藤建設株式会社です。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**末宗委員** この件、施設整備課長が事前に説明に来たから僕も聞いたんだけど、これは例外中の例外でこういう入札をしているんよね。どうしてかねと聞いたら、工期の関係で止まっていたからそういう入札方式を取ったと言うんだけど、そこあたり、教育委員会はどう考えているのかね。初めてしたんよ、こういう変わった入札をね。

**深藏教育財務課長** 入札を実施したのは大分土木事務所ですが、要件設定型・総合評価落札方式で行っているので、特に変わった方式とは伺っていません。

**末宗委員** 施設整備課長が来て、例外中の例外で入札したと言うんよ。今後一切こういうことはないと。それを例外でも何でもない、当たり前の入札と今言ったんよね。

**清田委員長** 何がどう例外だったんでしょうか。

**末宗委員** これはね、どう言えばいいんかね。俺も詳しくはよく知らないんだけれど。総合評価落札方式だけれど、JV型で5億円以上は常に大分県のあれだから、広く県下全部で入札するように決めているわけだ。土木建築部でそういう様式で決めているわけよ。それを今、簡単に無視して、当たり前の入札という言い方をしたからね。それで、施設整備課長がちょうど来て言うから、例外中の例外で、今後一切しませんとそういう言い方を。こっちは聞きもせんけれど、そんなふうに言ったんだけどね。何を考えているのかね。そういうのを知らんで言いよんのかね。こんな入札をしたのは、大分県で初めてよ。

**清田委員長** 我々は土木建築部の説明を聞いていないので、何とも言えないところではあります。（「土木建築部から呼ばいいわ」と言う者あり）

**深藏教育財務課長** 私どもは施設整備課からそのような内容を伺っていないので、そこを確認したいと思います。（「確認って、ほんなら、議決ができないじゃないか。呼んでこい、ちょっともう。そんな言い方をするなら」と言う者あり）

**清田委員長** 少し順番を入れ替えていいですか。これは保留して、先にすべきことをまずやって、後でどうするかはまたしましょう。（「異議なし」と言う者あり）では、第86号議案は再度します。

第86号議案を除いて、付託議案の審査は以上です。

次に、合い議案件があるので、そちらの審査を行います。総務企画委員会から合い議のあった第75号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**神屋教育人事課長** 第75号議案職員の育児休

業等に関する条例等の一部改正について、御説明します。

資料6ページを御覧ください。

最初に、1改正理由について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭生活をより一層両立しやすくするために、部分休業及び子育て部分休暇制度の拡充を行うものです。

現行制度の概要について、対象は部分休業が小学校就学前の子、子育て部分休暇が小学校1年から3年の子を養育する職員となっています。取得時間は、いずれも1日2時間を超えない範囲内において30分単位で勤務時間の始めまたは終わりに取得することが可能とされており、保育園の送迎等に活用されています。なお、給与の取扱いは、いずれも無給となっています。

続いて、2改正内容について、まず①取得の始期・終期の制限撤廃のとおり、改正後は勤務時間の始めまたは終わりに限らず、勤務時間の途中においても取得できるように制限を撤廃します。これはテレワークの普及等により、勤務時間の途中に子どもの世話をを行うニーズが生じている状況を踏まえたものです。

次に、②取得パターンの追加のとおり、新たな取得パターンを追加して、1日2時間を超えて取得することも可能とし、その場合の上限を年10日以内とします。これは、保育園の行事に半日や1日参加する場合などを想定したものです。

なお、③年度内変更の制限のとおり、これら二つの取得パターンを年度途中に変更することは原則できないこととしています。ただし、例えば、配偶者が入院し自らが子どもの世話をせざるを得なくなった場合などに限り認めています。

最後に、3施行期日について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正と同一の令和7年10月1日としています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**岡野副委員長** この条例等の一部改正はもちろ

ん賛成ですが、③年度内変更の制限について、施行は10月1日ですけれど、実際できるのは来年4月からですか。

**神屋教育人事課長** 申し訳ありません。③年度内変更の制限のところに4月1日からと書いていますが、令和7年10月1日から可能です。（「事実確認でした」と言う者あり）

**玉田委員** 私もこれ自体はいいですが、フルタイムの臨時の任用職員の場合にも適用されますか。

**神屋教育人事課長** 臨席的任用職員についても適用されます。今でも部分休業と子育て部分休暇は対象になっています。（「分かりました」と言う者あり）

**吉村委員** 私も反対ではないけれど、部分休業は以前だったら最初と最後ですね。それが途中でも取れるようになった。このイメージがどうも付きません。どういう形で教職員は取れますか。その例を一つ教えてください。

**神屋教育人事課長** いわゆるテレワーク——在宅勤務の普及があり、例えば、在宅勤務中に子どもが熱を出して保育所に迎えに行かないといけなくなったときに、年休を使って迎えに行かないといけない状況があり、そういうときに部分休業を使えるのが一番に想定されています。確かに数は少ないですが、今でも在宅勤務をしている教員もおり、そういう方が利用できます。

**吉村委員** 在宅勤務をしている教員がいることを初めて知りましたが、どういう勤務の仕方をしているのかは分からなければ、教員というか職員ですか。職員か事務職員になるのかもしれないけれども、もしそれが分かれば教えていただきたい。

いわゆる県職員としての条例改正は非常に有り難いけれども、こういう条例改正はほかにもあつたと思いますが、どうしても学校現場にはなじまないというか取りにくい。そういう意味では、どういう形なら取れるのかを自分も研究したいと思うけれど、神屋教育人事課長も是非よろしくお願ひします。

**神屋教育人事課長** ありがとうございます。

県立高校で数を確認しましたが、4月から8

月までの5か月間で10人ほど教員が在宅勤務をしています。ただ、1日全部取っているかというと、多分時間単位で取っている感じですが、実態としてはそういうところがあります。

事務職員は15人ほど取っているので、事務職員の方が多いという状況にあります。引き続き、活用できる方法を検討したいと思います。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①及び②の報告をお願いします。

**鈴木教育改革・企画課長** 資料8ページを御覧ください。大分県長期総合計画の実施状況について（令和6年度実績）です。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、施策ごとの評価結果を報告するものです。詳細は議案書別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてのとおりですが、本日はその概要について、委員会資料で説明します。

なお、令和6年度は前計画安心・活力・発展プラン2015の最終年度であるとともに、現行計画安心・元気・未来創造ビジョン2024の初年度であるため、二つの計画の実施状況を報告します。

まず、安心・活力・発展プラン2015です。

59施策について、指標による評価に加え、

指標以外の観点からの評価により、AからDの4段階で総合的に評価した結果を記載しています。

施策の進捗が順調のA評価及び概ね順調のB評価の合計は、赤枠囲いにあるとおり54施策、全体の91.5%となっており、各分野で着実に成果があがっています。

計画期間における主な成果として、健康寿命が着実に延伸したほか、企業誘致件数が計画期間中2.5倍に増加しています。

次に、C評価となった取組強化が必要な施策です。

一つ目が、移住・定住のための環境整備とUJターンの促進です。移住促進策による移住者数は順調に増加していますが、目標値まで到達できていません。このため、就業支援の強化等により、今後も若年層を主なターゲットとして移住を促進します。

二つ目が、戦略的広報の推進です。安心・元気・未来創造ビジョン2024では選ばれるおおいたの実現を基本目標として、それぞれの分野の施策を推進することで、若者、企業や観光客など多様な主体に選ばれるおおいたを目指していきます。

続いて、9ページを御覧ください。安心・元気・未来創造ビジョン2024です。

施策の進捗が順調のA評価及び概ね順調のB評価の合計は、赤枠囲いにあるとおり55施策、全体の96.5%となっています。

計画期間における主な成果について、一つ目が、「人的被害ゼロ」に向けた地域防災力の強化です。自主防災組織避難訓練等実施率が着実に向上し、地域防災力の強化につながったところですが、目標の90%には到達していないので、引き続き自主防災組織避難訓練等実施率の増加を図るとともに、地域の防災力を高めていきます。

二つ目が、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地域づくりです。宿泊者数、観光消費額ともに過去最高を達成しましたが、大阪・関西万博を契機としたインバウンドの取り込みが課題であり、引き続き、本県ならではの地域資

源をいかした持続可能な観光地域づくりを推進します。

次に、C評価のやや遅れているとなった取組強化が必要な施策です。

一つ目が、こどもまんなかまちづくりの推進です。県営住宅の子育て世帯向け住宅整備戸数の改修及び通学路合同点検の要対策箇所対策率が目標未達成となりました。今後は、施工時期の平準化や早期発注に努めるとともに、工事の進捗管理等を徹底することで、計画的な整備を進めます。

二つ目が、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの充実です。ふくふく認証には高い基準を設定しているため、認証取得に想定以上の時間を要し、目標未達成となりました。今後は、各法人の課題解消に向けた個別対応セミナー等を実施するなど、早期認証取得に向けて県も伴走支援していきます。

続いて、10ページを御覧ください。

10ページから12ページにかけて、政策評価／施策評価一覧表をI安心、II元気、III未来創造の分野別に載せています。

この中で、教育委員会では、所管する七つの施策について、目標達成に向けた取組を進めているところです。それぞれの施策で設定した目標指標の令和6年度における達成状況は、達成が10指標、概ね達成が6指標、達成不十分が1指標となっています。このうち、達成状況が良好であった指標、不十分であった指標について、主なものを説明しますので、13ページをお開きください。

2目標指標iの児童生徒の学力（全国平均正答率との比）の達成度は小学校99.0%、中学校97.0%となっています。

3指標の平均評価と要因について、新大分スタンダードに基づいた授業改善を進めており、主体的な学習や協働的な学習を意識した問題解決的な展開を位置付けた単元づくりに取り組むことにより、目標値を概ね達成しました。

今後も、学力調査で明らかになった児童生徒の実態や課題等を市町村教育委員会等と共有し、組織的な授業改善を進めるとともに、リアルな

学びを支える I C T の効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実も図っていきます。

1 4 ページをお開きください。

2 目標指標 ii の高等学校卒業段階で C E F R (セファール) の A 2 レベル (英検準 2 級程度) 相当以上を達成した高校生の割合の達成度は、 9 5. 2 % となっています。

3 指標の平均評価と要因について、学校現場における国内外教育機関等との交流を実現するグローバル活動サポートシステムや A L T とのオンライン・スピーキング・レッスンなどの取組により、児童生徒がグローバルな環境で英語を使って活動する機会が増加し、目標値を概ね達成しました。

今後も、国内外トップレベルの大学との連携、国際留学生との交流等により、世界とつながり、世界に挑戦する意欲を喚起する取組を推進していきます。

最後に、 1 5 ページをお開きください。

2 目標指標 ii の授業で I C T 機器をほぼ毎日使用している小・中学校の児童生徒の割合の達成度は、 8 1. 8 % となっています。

3 指標の平均評価と要因について、各市町村教育委員会での I C T 機器の活用に係る取組や支援内容に大きな差があり、目標値に届きませんでした。

今後も、遠隔を活用した専門家によるプログラミング教育の小学校段階への展開や A I アプリを利用した授業の実施など、児童生徒が I C T 機器に触れる機会の充実に努めていきます。

次に、②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、説明します。なお、概要資料に加えて、報告書も別冊で配布しているので申し添えます。

資料 1 6 ページを御覧ください。

教育委員会は、毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、事務の実施状況を点検・評価した上で、議会に報告書を提出し、公表することとしています。

この法律の規定を踏まえて、教育委員会では、毎年、さきほど実施状況を説明した大分県長期

総合計画の部門計画である大分県長期教育計画の目標指標を用いながら、前年度の事務の実施状況について、点検・評価を実施することとしています。

そのため、今回、有識者会議で御意見もいただきながら、令和 6 年度の事務について、昨年度までを計画期間としていた教育県大分創造プラン 2 0 1 6 の達成状況を点検・評価しました。

3 目標指標の達成状況について、右の表を御覧ください。達成率の評価基準について、目標値に対する実績が 9 0 % 以上で達成または概ね達成、 9 0 % 未満を不十分または著しく不十分と整理しています。

左側円グラフの下の表を御覧いただくと、不十分または著しく不十分の指標が昨年度は合計で 1 5 だったのに対し、今年度は合計で 1 3 に減少し、達成が全体で 4 6. 4 % 、概ね達成が 3 0. 4 % となっています。

全 5 6 指標の達成状況については報告書本体にまとめていますが、資料 1 6 ページの一番下に達成率が高い指標の例を示しています。中でも一番上の知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率（学校教育）は、昨年度、達成率 7 2. 4 % で著しく不十分だった指標でした。しかし、令和 4 年度に開校した大分県立さくらの杜高等支援学校の初めての卒業生が今年 3 月に卒業して、卒業生 3 1 人中 2 9 人が一般就労となり、指標の大幅な達成につながりました。

次に、 1 7 ページを御覧ください。

達成率が著しく不十分（達成率 8 0 % 未満）または不十分（達成率 8 0 % 以上 9 0 % 未満）となった指標について、課題等をまとめており、そのうち 3 点について御紹介します。

左側の指標名、 1 か月に 1 冊も本を読まない児童生徒の割合を御覧ください。この指標ですが、実績値が低くなればなるほど良い指標、すなわち実績値が目標値を下回ることを目指していましたが、全学校段階で実績値は目標値を上回る結果となりました。

分析課題の二つ目のマルに記載のとおり、いわゆる不読率は全国的にも低迷が続いている、国の調査でも、スマートフォン等の影響や保護

者自身の読書への関心低下などが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、今年度から開始した新たな教育県大分創造プラン2025では、目標指標を読書が好きな児童生徒の割合に変更し、読書好きを増やす取組の充実に努めることとしています。今後とも、読み聞かせイベントや児童生徒の多様な居場所への図書の貸出しなどを通じて、新たな指標の達成に向け、取組を充実していきます。

続いて、19ページを御覧ください。

左側の指標名、長期不登校児童生徒（90日以上）のうち、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた児童生徒の割合（小学校、中学校）です。小中学校ともに目標値を100%としていましたが、昨年度同様、目標には及びませんでした。

不登校児童生徒の増加の背景としては、分析課題の一つ目のマルにあるように、教育機会確保法制定を契機とした保護者の意識の変化やコロナ禍を経た登校意欲の低下等が考えられます。

また、不登校の長期化の要因の一つとして、スクールカウンセラーや教育支援センターといった専門家・専門機関による相談・指導を受けられておらず、結果として、登校のきっかけを作ることができていないこともあると捉えています。

そのため、不登校の長期化を防ぐためにも、教育県大分創造プラン2025では、この目標指標の対象を学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒（30日以上）の割合に拡大したところです。

今年度から、校内教育支援ルームの小学校への設置拡大、市町村によるフリースクール利用者補助への助成やICTを活用した居場所づくりなど様々な取組に着手しており、引き続き取組を強化していきます。

最後に、20ページを御覧ください。

左側の指標名、文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画の策定数について、目標値を18件、すなわち18市町村全てにおける地域計画策定を目標としていましたが、実績は10

件に留まりました。

通常、市町村の地域計画の作成から認定には3年から4年を要しますが、分析課題の一つ目のマルのとおり、コロナ禍で必要な調査等が制限されたこともあり、事業着手が遅れたことが原因と捉えています。

教育県大分創造プラン2025では今後10年を見据え、市町村の地域計画が実際に文化庁に認定される件数を目標としていますが、昨年度から構築した計画策定が未着手の市町に対するフォローアップ体制の充実強化などを通じて、文化財の計画的な保存・活用に努めています。

資料の説明は以上ですが、教育委員会としては今回の点検・評価の結果も踏まえながら、今年度からスタートした教育県大分創造プラン2025の基、必要な教育施策にしっかりと取り組んでいきます。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 19ページに関連して、特別支援学校の現場の教員は、本当に苦労されていると思います。保護者との信頼関係及び生徒との関係構築は、本当に重要なことだと思います。

そういった中で、校内教育支援ルームの相談支援がとても大事になってくると思うのですが、我々に寄せられる内容の中で多い虐待事案など、それが事実かどうか分かりませんけれども、大分市の子ども家庭支援センターを通じて、そういう声があがっていることを教育委員会としてどの程度把握しているのか。

また、刑事告訴も辞さないという案件で、スクールロイヤーの活用実態がどのように認識されているのか伺います。

**松村学校安全・安心支援課長** 1点目の虐待事案について、スクールカウンセラーの相談件数は、昨年度53件です。その中で、問題が解決したと回答しているカウンセラーがうち14件。あわせて、学校にいるスクールソーシャルワーカーには、児童生徒の虐待事案348件の相談があります。その中で、問題が解決した、好転中と答えた事案は119件です。これが一つ目

です。

二つ目のスクールロイヤーに関する相談について、昨年度、スクールロイヤーの法的相談に関しては全部で31校、60件の相談を受けています。なお、学校の法律相談は年々増加している状況です。

**麻生委員** かなり増えているというか、まだ解決していない案件がある。我々にもそういった連絡が来ているので、個別案件についてはまた御相談しますが、全体的に現場の教員が個別対応ではなくチームで対応する。また、特別支援学校の児童生徒、主治医、作業療法士など専門のいろいろな方のチーム同士で信頼関係をどうやって構築し改善策を考えるのか。当然、そういった改善策の中には、生徒が転校する、あるいは教員を配置転換するなどいろいろなことをやらざるを得ないことも起こってくるかと思います。現実の限られた人員の中でやっていくのは非常に難しい案件だと思うので、そういった流れの中でどのように解決していくか。例えば、福祉現場ではハインリッヒの法則を取り入れて、1対29対300のヒヤリハットの300を一つ一つ潰しておけば、大きな事故にはつながらないということで実践している福祉施設なども沢山あります。学校現場はそういった部分が抜け落ちているのではないかを指摘したいと思うので、是非研究して、具体的にハインリッヒの法則やバードの法則なども含めて、どのように改善策をチーム力として上げていくかを研究し実践してほしいと思います。そのことを要望します。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** 先日、議会の広報委員会でユースモニターの方と意見交換する場があり、聴覚に障がいがある大学生から御意見をいただきました。機器などを使ったり、口の動きを見たりして、普通に会話ができます。

大学に通っているけれど、大学に入ったときに合理的配慮が不十分だと感じた。事務の方と

いろいろ話をするけれど、なかなか分かっていただけずスムーズにいかなかった。高校などでもあるかと思います。いろいろな障がいを持った生徒が高校に通うなども増えていると思いますが、障がいを持った子どもの高等教育の機会を保障する環境を是非整えてもらいたい。障がい者の大学進学率は非常に低い。また、生涯学習の場ももっとつくってほしいという御意見もいただきました。

大事な御意見だと思うので、障がい者の専門機関と連携して、そういう生徒が入ってくる場合に、事前にいろいろな意見を聞き、情報交換しながら体制を整えるシステムが教育現場に必要ではないかと思うので、今後に向けて、その点を是非変えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**小野高校教育課長** 高校入試においても配慮を要する生徒ということで、配慮申請が年々増えている状況です。入口のところ——入試の段階で保障することですが、猿渡議員のおっしゃるように、入ってからの3年間を保障していかなければならぬないです。

今、特別支援教育の支援員を普通の学校に配置しており、体制を整えているところですが、これからまたさらにそういう生徒も増えてくることも予想されるので、拡充も含めてしっかりと体制を整えていきたいと考えています。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

**坂本特別支援教育課長** 合理的配慮について、学校現場のみならず企業にも義務化され、社会全体としての理解など、そういった人にしっかりと提供できる社会をつくっていくことが必要だと思います。当課としても、学校現場だけではなく社会の中で御理解いただけるように、いろいろな機会を通じて周知もしていますし、これからもしていこうと思っていますので、一言申しました。よろしくお願いします。

**清田委員長** 猿渡議員、一言申し上げますけれど、議案をまだ積み残しており時間が非常に押しているので（「すみません」と言う者あり）、少し御配慮いただければ助かります。すみません。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないで、次に、③の報告をお願いします。

**小野義務教育課長** 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について、御報告します。

資料22ページをお開きください。

調査及び結果の概要です。2結果の概要（教科別平均正答率）を御覧ください。小学校は、全教科で全国平均正答率を上回りました。中学校の国語及び数学は、全国平均正答率を下回っています。また、中学校の理科は、CBT方式による調査となっており、全国平均IRTスコアをやや下回っています。

資料23ページを御覧ください。IRTについて説明します。

1IRTとは、異なる問題から構成される試験・調査の結果を同じ物差しで比較するテスト理論です。

2IRTに基づく調査のイメージについて、左側のイラストを御覧ください。Aさんは7問中5問正解しています。それに対して、Bさんは7問中4問正解しています。正答率はAさんの方が高いことになります。しかし、AさんとBさんとでは問題の難易度が違います。Aさんは0.3の問題を間違っていますが、Bさんは0.3の問題を2問解けています。したがって、Bさんの方が学力は高いと判定できます。IRTとは、このような算出方法を行っているテストです。また、このような調査なので、国語や数学と同じような平均正答率で表すことはできません。

4IRTスコアとはを御覧ください。各学校及びそれぞれの自治体の結果は、500を基準としたIRTスコアで示されます。全国の平均IRTスコアは今回503です。それに対して、本県の平均IRTスコアは501でした。この2の差は、平均正答率の2ポイントとは意味が違います。かなりの僅差と言えるので、中学校の理科は全国平均並みと捉えています。

資料24ページを御覧ください。

各教科における本県と全国の平均正答率との

差の推移を示しています。小学校では平成29年より全国平均以上を維持していますが、中学校では数学と英語が特に課題になっています。

資料25ページを御覧ください。

正答率を五つの区分に分けた資料になります。中学校の数学を御覧ください。白が全国で、色付きが本県です。今回の数学の問題の難易度が非常に高かったと言えます。したがって、本県も全国も左側にボリュームゾーンがあります。数学においては、左から1番目、2番目、つまり低学力の生徒に配慮した授業に改善していくことが大切だと考えています。

資料26ページを御覧ください。

児童生徒質問調査の結果です。国語、算数・数学の勉強は好きか、授業の内容はよく分かるかという質問に対し、ほとんどが全国平均より高くなっていますが、中学校の数学は、全国平均より0.1ポイント低い数値となっています。

資料27ページを御覧ください。

ICTの活用についてです。上段は、前年度までに児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で週3回以上活用したか、下段は、前年度までに児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で毎日活用したかの割合を示しています。年々、ICT活用の割合は伸びています。

資料28ページを御覧ください。

ICTの活用場面についてです。自分で調べる場面、自分の考えをまとめ、発表・表現する場面、児童生徒同士がやり取りする場面における回答結果です。特に、中学校では全ての場面で全国平均を超えており、活用頻度は非常に高くなっています。

資料30ページを御覧ください。

一番下⑦の各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていたと回答した子どもの割合が、小学校・中学校ともに下がっています。児童生徒が、自分の考えを書いたり伝えたりする場面が減少している可能性があります。

資料31ページを御覧ください。

上段はキャリア教育関係についてです。⑧将来の夢や目標を持っている、⑨人の役に立つ人間になりたいと思うという項目は、小学校・中学校ともに全国平均に近い数値となっています。

資料3 2ページを御覧ください。

それぞれの調査項目から見えたことをまとめたものです。

まず、1記述問題に対する無回答率の上昇について、記述問題における無解答率が上昇しています。その要因としては、授業中の書く活動の減少などが考えられます。授業中に1人1台端末の活用を進める中で、書く活動や友だちとの対話など、リアルな学びを充実させるデジタルの活用を研究していく必要があると考えています。

2大規模中学校が抱える課題について、大規模校ならではの生徒指導の難しさや煩雑さが課題としてあげられます。

3平均正答率が全国平均正答率よりも高い中学校15校と4県指定の中学校学力向上支援事業実施校における学力調査の結果向上について、平均正答率が高かった15校の中学校の状況です。平均正答率が高い中学校の取組を好事例として、横展開していくたいと考えています。

資料3 3ページを御覧ください。

今後、五つの取組を進めていきます。

一つ目は授業力向上アドバイザー等による経験年数の浅い教員への指導支援、二つ目は学力調査の結果を踏まえた授業改善の重点事項、三つ目は小学校における授業改善、四つ目は中学校における授業改善、五つ目は市町村教育委員会等との連携です。特に課題の見られる中学校の数学に関しては、採用10年未満の教員等を対象に学校へ直接巡回指導を行い、若手教員の指導力の向上を図っています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないで、次に、④の報告をお願いします。

**深藏教育財務課長** 公社等外郭団体の経営状況について、御報告します。

資料3 4ページを御覧ください。

こちらは、県出資法人の経営状況等報告概要書の抜粋です。教育委員会が所管する団体は、左下赤枠囲みの2団体です。

まず、公益財団法人大分県奨学会の経営状況について、御報告します。

資料3 5ページをお開きください。

左側の項目2を御覧ください。県は、資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%にあたる4億7,591万1千円を出資しています。

項目3の事業内容について、高校生及び大学生を対象に奨学金の貸与を実施しています。

項目4の6年度決算状況について、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は38億5,871万6千円であり、当期正味財産増減額は1億279万4千円の減となっています。これは市場環境の変化により保有債券の時価が下落し、基本財産の評価額が減少したことによるものですが、経常収支については引き続き黒字を確保しています。

項目5の問題点及び懸案事項について、経済情勢などの影響で滞納者が増加し、返還率は約7割となっており、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定化のため、返還金の確実な回収が課題となっています。

項目6の対策及び処理状況について、債権管理に精通した人材の配置に加えて、令和5年度から一部の未収金回収業務に外部委託を導入し、更なる返還率の向上を図る取組を進めています。

**吉野体育保健課長** 続いて、公益財団法人大分県スポーツ協会の経営状況について、御報告します。

同資料3 5ページ右側の項目2を御覧ください。県は、資本金等の総額1,395万8千円の14.3%にあたる200万円を出資しています。

項目3の事業内容について、本協会はスポー

ツ振興、県民体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発展を図ることを目的とし、1国民スポーツ大会等の各種スポーツ大会及びスポーツに関する技能・体力・競技力の向上に対する助成並びに指導者の資質向上等を図る事業をはじめとした以下2から6の事業を中心に実施しています。

項目4の6年度決算状況について、左側の正味財産増減計算書を御覧ください。経常収益2億6,331万8千円に対して、経常費用2億6,450万3千円となっており、当期正味財産増減額は98万5千円のマイナスとなっています。その要因としては、全国スポーツ少年団剣道交流大会を本県で開催したことにより、通常より支出が増加したことによるものです。

項目5の問題点及び懸案事項について、県からの負担金が経常収益の8割を超えていることから、引き続き、安定的な自主財源の確保が必要と考えています。

項目6の対策及び処理状況について、令和6年度から新たな賛助会制度のもと、企業・個人に対する賛助会員の拡大に努めています。また、事業の遂行に組織的に取り組めるよう、県としても指導・協力を実行しています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に、⑤の報告をお願いします。

**神屋教育人事課長** 教員採用試験に係る求償権行使懈怠違法確認請求事件（住民訴訟）の控訴審（福岡高裁）判決について、御報告します。

資料36ページを御覧ください。

1当事者及び2事件の概要です。平成20年度教員採用選考において、採用取消処分が取り消された中学校教諭に対して支払った損害賠償金について、大分県が元教育審議監及び元副主幹に対して求償権の行使を怠っているとして、

特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマンがその違法確認を求めた住民訴訟です。

3主張の要旨です。控訴人は元教育審議監らの点数改ざん行為がなければ採用取消処分はなく、県は元教育審議監らに求償権を有していると主張していました。一方、県は最高裁判決に基づき、国家賠償法上の違法とされた採用取消処分に元教育審議監らは関与しておらず、採用取消処分による損害との間に因果関係は認められないことから、求償権を有していないと主張したところです。

4訴訟の経緯です。令和7年1月31日の第一審判決において県の主張が認められ、原告の請求が棄却されたところです。原告は同年2月13日付けで福岡高裁に控訴しましたが、7月29日に控訴が棄却されました。なお、控訴人は同年8月4日付けで上告しています。県としては、上告理由を確認した上で対応していくと考えています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に、⑥の報告をお願いします。

**角渕教育DX推進課長** 資料37ページをお開きください。

開所から5か月経過した遠隔教育配信センターの取組状況について、御報告します。

まず、左側の遠隔授業の実施状況です。令和7年4月から7月までの間、臼杵、佐伯鶴城、日田、宇佐高等学校の4校において、数学と英語の2教科で合計140回の授業を行いました。生徒からは、遠隔でも質の高い授業が受けられることに魅力を感じたという前向きな声や遠隔だけでなく、対面で他校の生徒と授業を行う機会があれば最高といった今後の展開に期待する意見も寄せられています。

次に、右側の夏季特別授業についてです。令

和7年8月4日から5日間、国公立大学や難関大学を志望する高校2年生を対象に、英語と数学の特別授業をライブ配信で行いました。県内23校から318名の生徒が参加し、アーカイブ（録画された授業）でもう一度復習することで理解を深めたいや、学校とは違う視点の解説で新たな発見があったといった好意的な感想が確認できました。

続いて、資料にはありませんが、広報面での取組です。知事も出席した東京都で開催されたZoom Experience Dayなど県外でのイベントにおいて、大分県の遠隔教育をPRしました。また、文部科学省の教育委員会月報をはじめ、県内の報道機関やインターネットメディアでも多数取り上げられています。

さらに、令和7年8月までに、大分県議会議員の皆様をはじめ25団体130名以上の方にセンターを視察していただきました。本県の遠隔教育システムは各方面から注目されており、強い関心を示す自治体も出てきています。

今後、受信校や配信教科を拡大するにあたり、これまでの成果も踏まえ、遠隔教育の一層の質の向上に取り組んでいきます。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**吉村委員** 本格的に始まって、遠隔教育には期待する部分もありますが、今後の遠隔教育の在り様というか、そういう意味では、地域の学校を守っていくための遠隔教育も当然あると思います。

ただ、資料では生徒の意見という成果の部分ばかりが書かれているけれども、現実的には、遠隔教育配信センター、受信校、教職員を含めいろいろな課題があがってきているのではないかと思います。来年度は8校増えるわけですが、課題や課題解決に向けて、どのように考えられているのか少しお聞かせください。

**角渕教育DX推進課長** 教職員に対する大きな課題は、2校合同で進めているので、カリキュラムを合わせることが非常に大変という声を伺っています。それについて、今年度実施してい

る4校の来年の3年生の展開に向けて、それから来年度から始める8校の2年生の展開に向けて、センターの職員が各学校に出向いて調整をしていきます。

**吉村委員** 現在実施している学校の生徒の声ということで成果も当然あり、やりがいを持っている教職員もいると思いますが、逆に不安な声も出ていると思います。今後実施するところで不安な声もあると聞いているので、現在実施している4校の話を聞きながら、教育委員会として、そんな声も解決するように是非取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないで、以上で諸般の報告を終わります。

ここで、第86号議案の審査を再開しますけれど、再開に先立ち、審査の正確性を期すために施設整備課長をお呼びして、この議案に関する入札制度等の説明を求めたいと思いますが、委員の皆様、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** それでは、施設整備課長をお呼びすることを決定したので、しばらくお待ちください。

〔施設整備課長入室〕

**清田委員長** 来られました。施設整備課長、すみません。ありがとうございます。

第86号議案において、末宗委員は、これは少し特殊な入札であったという説明を施設整備課長から受けたという認識を持っています。ただ、教育委員会としてはその認識はなく、土木建築部の通常の入札という認識で、少し審査が停滞しています。我々は施設整備課の説明を受けていないので、それを皆さんで共有してから、審査を進めたいと思います。そういう趣旨なので、よろしくお

願いします。

**後藤施設整備課長** 施設整備課長の後藤です。

よろしくお願ひします。

清田委員長からお話をあった県立大分支援学校高等部特別教室棟の新築工事の入札について、御説明します。

清田委員長から教育委員会は発注方式を認識していないというお話を聞いたかと思いますが、それについては間違ひありません。教育委員会から県立大分支援学校高等部特別教室棟の新築工事に係る委託を施設整備課が受けて、私どもがどういう入札方式で発注するかを決定しています。ですから、教育委員会からこういう発注方式で行ってほしいという指示等は一切ありません。発注方式については、施設整備課で決定しています。

5億円以上の工事なので、通常は特定JVで発注するものです。特定JVの場合は、親となる企業と子の企業、親となる企業の要件としてはP点——客観点が980点以上の会社で全県が対象です。今年度、親となる対象の企業は、県内で21社です。その親となる企業と子となるA級のそれ以外の会社が企業共同体として工事に参加するかどうかを協議の上、参加しようということになれば、入札していただけます。

今回、私どもは特定JVで出さず、任意JVという形式を取りました。通常、5億円以上の工事は特定JVで出すことが原則となっていますが、建築一式工事、PCや橋関係の工事については、過去の事例を参考に、個別協議という注意書きがあり、過去に教育委員会以外の工事で、任意JVで発注した工事も実際にあります。

また、通常はまず特定JVで出し、不調になった場合は要件を緩和して、任意JVあるいは単独でも参加可として再度出しますが、県立大分支援学校高等部特別教室棟の場合、供用開始時期が決定しており、令和7年第3回定例会で承認をいただき速やかに工事を発注することが必要となっていたので、施設整備課で特定JVではなくて任意JV、県立大分支援学校が大分市大在にあり大分土木事務所管内なので、大分土木事務所管内の会社の任意JVで発注しまし

た。

特定JVで不調になった場合、学校の供用開始時期がずれることもあるので、生徒にスムーズに学校施設を利用していただきたいという思いから選択したものです。

末宗委員御指摘の通常の発注形式ではないと言うことは、確かにそうだと思います。ただし、発注について与条件を勘案して、発注する施設整備課で去年1年間の不調・不落の件数等を勘案し、こういった文教施設は新築以外にも大規模改造等の工事を出していますが、大分土木事務所管内のA級の会社が大規模改造工事にも積極的に手を挙げているので、大分土木事務所管内に縛ることで、できれば落札してほしい。

建設会社の方とお話しする中で、JVはAとBといった全く違う法人が手を組み工事を行うものです。うまく手を組めればいいですが、手を組める組めないは日頃の会社同士の付き合い、それからそのときの技術者の余剰がどのくらいあるかが大事になってくるので、必ずしも前回組んだ会社同士が次も組めるものではない。施設整備課としては、なるべく落札の確率が高い任意JVであればJVを組んでいただいても当然構わないし、単独でいきたいところは単独で応札することもできるので、そういった意味で、落札の可能性を少しでも上げたい思いで、そういう発注形式を採用した次第です。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。私はよく分かりました。

委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**末宗委員** 僕は施設整備課長の説明を2回聞き、前回もそのとおり説明していただいたけれど、教育委員会はこの契約を当たり前だと言ったのよ、この場で。一つも例外でも何でもない、当たり前だと言ったからね。施設整備課に任せているも何も言わんで、そう言ったから僕は聞いたわけよ。

それで、僕が聞きたかったのは、これから先のよ、本当は。まず、その前段で止まったから、そこまで行き着かなかつたけれど。施設整備課長が工期も少なくなつて、それで例外で出

したということで聞いている。資料を見たら、工期が令和9年1月4日と書いているけれど、そこらあたりを聞いたかったけれど、そこまで行き着かなかつたのよ。教育委員会の見解、これで当たり前とさきほど言ったから、一片の曇りもないというような言い方をしたから。ちょっと資料に書いておいてくれ。

**後藤施設整備課長** 今の末宗委員の御指摘の件ですが、教育委員会から、こういった施設を整備、新築、あるいは大規模改造の工事をやってほしいということで、施設整備課は委託を受けています。その後、どういう発注方式を取るかは、申し訳ないですが、教育委員会に一回一回諮詢することを私どもはしていないので、教育委員会としては、委託を出した時点で、通常どおりの工事が行われるという認識だと思います。

JVなどはニュースなどで耳にするかもしれません、教育委員会が工事の担当をしているわけではないので、具体的に今回どういう発注方式になるのかは多分イメージしていなかったので、そういう回答をしたと推測します。すみません、口を挟みまして。よろしくお願ひします。（「分らんのに答えたんじやから、一片の曇りもないと」と言う者あり）

**清田委員長** 施設整備課長のおっしゃったことを踏まえて、委託を出したとしても自分たちの契約議案なので、発注方式はしっかりと把握していた方がよいのではないかという末宗委員の御指摘を踏まえて、教育財務課長に答弁を求めます。

**深藏教育財務課長** 申し訳ありませんでした。

さきほどは、契約の内容、要件設定、それから総合評価落札方式は通常のことと思っていましたけれども、私どもは施設整備課とそういった情報の共有をしていなかつたので、今後、十分に情報共有をした上で、事業を進めていきたいと思います。

**末宗委員** そして、本題に入りたいんだ。僕は施設整備課長から聞いているから、その件は分かっているけれど、そういう違う答弁をされたから聞いたんだ。今議会で契約しないと工期がなかなか間に合わないという説明だったから、

完成が令和9年1月4日になっているわけや。それが、どのくらいの制約があったんかを聞きたかったのよ。そういう入札方式を取ったのに、工期がないとも言ったから、令和9年1月4日が教育委員会にとってどれだけの重みがあるのかないかを聞きたかったのよ。

**深藏教育財務課長** 工期の件について、新学期に間に合わせるように、本校舎の使用を令和9年4月から開始したいと考えています。そこから逆算して、令和9年1月であれば、その後の引っ越しなどの時間も余裕を持って取れるということで、工期をお願いしたところです。

**末宗委員** それはそうなんだろうけれど、令和9年1月4日という期限を設けた根拠。令和9年4月を基準じやなくて。それなら、令和8年8月にできるように説明を受けておったらどうするき。施設整備課とそこあたりを打ち合わせてるやろうから、聞きよるわけや。

**深藏教育財務課長** さきほど申しましたように、令和9年4月から本校舎の使用を開始したいということです。令和9年1月というのは、早くできてもそれはそれでいいですが、余り時間を空けるとその分の管理に手が掛かるということで、引っ越しなどに間に合う1か月、2か月ほど前に工期を設定しています。

**末宗委員** 施設整備課長と矛盾するわけだ。施設整備課長は、工期が足りんからこういう入札方式を取ったと言うわけだ。ずっと前やつたらかえって悪いという言い方をしたら、工期は十分あるという言い方だ。山ほど余裕があるという言い方をするわけよ。施設整備課長は、工期がないからこういう入札方式を取ったと言う。そこあたりは、一つも打合せができないんだね。

**後藤施設整備課長** 実は、県立大分支援学校高等部特別教室棟を新築するにあたって、この工事だけでは完結しないほかの条件があります。県立鶴崎高等学校野球部が、現在の県立大分支援学校のグラウンドを野球部の部活として活用しています。

今度、特別教室棟をグラウンド内に建てることになり、そこを利用できないので、県立鶴崎

高等学校の近くの国宗グラウンドを活用できるようにするということです。当然、今までと違う利用形態をするので、近隣住民にも住民説明会をして意見を伺いながら、例えば、硬式野球部ですから、硬球が家に飛んでくることも十分考えられるので、このような高さのネットを整備する。打球の想定からすると、このくらいの高さであれば、近隣の住宅に御迷惑をかけることがありませんという説明会を何度か繰り返しながら、そちらの方のめどもやっと付いたところもあります。

確かに、この校舎だけであれば、末宗委員御指摘のように、もう少し余裕を持って前から動けたこともあるかと思いますが、県立鶴崎高等学校野球部が大分支援学校のグラウンドを偶然活用しており、校舎を建てるにあたってはその問題も解決しなければいけないということがあります、その辺の事情で工期的に結構厳しいとなつたのが現実です。

そういう面も含めて、少し特殊な発注案件であったと理解しています。

**末宗委員** 施設整備課長、よく分かりました。施設整備課長が言うのはよく分かるけれど、教育委員会はそれに色を付けています。何かかんか言わんでいいことを言うから、矛盾したこと言うから、聞かなできんことになるのよ。施設整備課長が言うので、大体よく分かった。

だから、教育委員会、そこあたりを何かおかしいと思わんかや。

**清田委員長** 今後、よくよく連携を取っていただけだと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに、御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

後藤施設整備課長、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

### 〔施設整備課長退室〕

**清田委員長** この際、何かありませんか。

**玉田委員** 今回、代表質問や一般質問などで少しやり取りした部活動の地域展開について、私なりにいろいろ考えると、来年度の完全なスタートにターゲットがある中で、それぞれが持続可能な運営体制と財政体制をどう確立するか。

それと、等しく参加できる環境づくりが大きな柱になるという思いで質問を聞いていましたが、教育長の答弁の歯切れが悪く、いろいろな課題について現場に働きかけているところが大きいとされていた。来年度という期限がだんだんと迫っている中で、率直に大丈夫なのかという思いがしました。

もう一つは、市町村が行っている取組への財政支援の問題です。総合型スポーツクラブでのやり方は、過疎地や会員が少ないところでは財政運営が非常に厳しいという声もあり、スポーツ協会などを通じてどうやっていくかという議論に入っていると聞いています。持続可能な運営や財政確立の中で、県としてどういった財政支援を来年度やっていくのかもいろいろと議論された方がいいのではないか、働きかけからもう一歩踏み込んで、そういう思いがしました。

それと、等しくみんなが参加できるということでいろいろな課題はあるけれども、大きいのは、中体連に参加できないスポーツクラブが出てくるのではないかと聞いています。中体連に教員が付いて行く場合は特例で参加できるけれども、スポーツクラブの場合は、資格を持った指導者がいないと参加できないこともある。資格を取るのに数年かかるという指摘もあるので、その間をどうするかという課題もあると思います。

一つ私の提案ですが、県下の今の状況、財政支援が必要なのかどうかなども含めて、あわせて、このままスポーツクラブあるいは地域移行が展開した団体で、中体連など参加機会が等しく保障できないケースがあるかどうかを県の中で調査して、必要であれば、指導者の資格が取

れるまでの間、何らかの措置を提案することも必要ではないかと思います。

これは、代表質問でも答弁されたので、教育長に見解を伺いたいと思います。

**山田教育長** 詳細は、体育保健課長からお答えしますが、まず、来年度から完全な形でスタートできるかについて、市町村ごとの進捗状況にかなり差があり、18市町村のうち13市町村が来年度から始めると言っています。ただ、完璧な形で始まるわけではないと考えています。

今回の国の審議会の取りまとめの中で、これから6年間で総仕上げをし、全国、多分同じ状況だと思いますが、進捗の度合いに相当差が出ており、様々な課題も出てきているので、そこを整理するために国がガイドラインをつくり直しており、それが近々示されます。

今回の質問にもあったように、財政的な部分は、部活動に係る費用の公費負担分と受益者負担分をどう考えるかが非常に重要になると思います。その基本的な考え方を国が示します。部活動を続けていくためにどのくらいの費用が必要なのか、どこに公費を充てないといけないのかがはつきりするということで、それが近々示されます。それを受け、市町村に対する財政支援の在り方も来年度の当初予算に向けて、考えていく必要があると思います。

今まで、保護者が部活動費を負担している部活動があったけれど、教員のボランティアに負うところが多く、余りお金は払っていないけれど、これから民間の受け皿にお願いするとなれば、必要なところはかなり費用が増えると思うので、そこをどうするかが非常に重要なってくると思います。

中体連の指導者の資格について、指導者の養成は我々も重要だと考えているので、これから3年間、大学生に対して指導者として養成していくため、日本スポーツ協会の公認資格を取れる人材育成に取り組んでいくことを考えています。

それでも間に合わないときにどうするかについては、体育保健課長からお答えします。

**吉野体育保健課長** 中体連の状況について、玉

田委員がおっしゃったとおり、実際、競技によっては監督の資格——公認スポーツ資格がいる状況で、監督をしながら大会には出られない状況が実際に起こっています。これは競技によるので、全ての競技がおしなべてというわけではありませんが、一部競技で起こっています。

これについては我々も危惧しており、今年度初めに早急に、また地域大会が始まる前も含めて、県の中体連にこれをどうにかしてほしいと言っています。

中体連は、九州の中体連、また全国の中体連に同様の意向を伝えて、そこで協議をさせていただいているそうです。そこはスピード感がいると思っているので、引き続き、早急に答えを出すように働きかけていきたいのが一つです。

それから、それまでの間、何か策はないのかを今検討しており、玉田委員がおっしゃったとおり、スポーツ協会等の力を借りながら、何らかの方法を模索しています。

いずれにしても、スピード感がいると考えているので、それぞれの働きかけは強めたいと思います。

**玉田委員** よろしくお願ひしたいのですが、県の段階で、各市町村がどういう状況なのは聞けばすぐ分かると思います。中体連に参加できるかどうかを含めて、この競技はできる、この競技はできないというのは徐々に分かると思うので、そういうところで混乱がないように、過渡期についてはとにかくしっかりとやってほしいと思います。

中体連でいろいろな組織機構の中で議論しているということですが、現場は非常に不安で、どうしたらいいかという状況になっているので、できるだけ県からも非常に強く要請してもらいたいと思います。

**末宗委員** 僕も玉田委員と一緒に来年改定するだろうという見解を持ったのよ。

例えば、教育委員会の言い方は、生徒にアン

ケートを取った、保護者にアンケートを取ったなどそういう理屈から、何か詭弁を弄して論理を組み立てているけれど。

例えば、九州八県で今こういう傾向だ何だ、アンケートだ何だとか言っても、九州八県で3県しか取っていないわけよ、大分県も入れて。ほかの5県は今の流れがこうだと、もう時代も変わってきたけれど、それでもそういう制度を、全県一区を取らないで昔のまま、形はどうなっているか知らんけれど、やっているわけよ。その本質が見切れないで、教育委員会が詭弁の上でやっている。そして、教育長に報告すれば教育長も自分で考えるけれど、行政が長かったので、そこあたりの経験が分からんと思って、僕は言っているんだけれどね。本当の本質が見えない。一般質問をやって、間違ったままやっている思いをつくづく感じたのよ。

そして、知事は遠隔教育など、これはどこでもいいよという考え方を持つちょんけれど、教育委員会はこげ言いよんのうという感じのイメージを受けたけれど、そこあたりを含めて答弁をお願いします。

**小野高校教育課長** 末宗委員がおっしゃったように、全県一区について生徒や保護者のアンケートを取り、当事者ということで一つの資料になり、九州各県についても教育長が議場で答弁したように状況を詳細に調べています。

末宗委員がおっしゃったように、大分県、宮崎県、佐賀県の3県ですが、そのほかの地域、例えば、鹿児島県や長崎県は離島があり、その特質性のため学区制を敷いています。そして、熊本県も学区制を敷いていますが、以前の細分化された学区をかなり大きくエリアをつくって学区数を減らしているので、学区のエリアを拡大する傾向は間違ひありません。

そして、3県と末宗委員はおっしゃったが、実際に全県一区を敷いているのは九州では3県ですが、全国的な傾向としても学区のエリアを広げています。そして、令和11年度から新たに徳島県も全県一区を導入することも出ており、そういった傾向にあることはこちらも踏まえています。

**末宗委員** だから、僕が詭弁を弄してと言った。さきほど、ギリシャ、ローマの修辞学のキケロのようなことを言うけれど、大分県の教育を考えたときに、どれが正しいかが根本であって、ほかの県など、大分県の教育が議題であって、アンケートが議題でもないし、そういう逃げ口上を言うのが、教育の本質の議題じゃないわけよ。

その本質を見切らないで、見切るのは能力の問題だからしようがないけれど、大分県の教育界がこの程度で恥ずかしくないのかが俺の気持ちだけれど。

とにかく、時代も変わってきた中で、そういう本質が見えない教育委員会だと思ったものやき、教育長、そこらあたりの見解を。

**山田教育長** 末宗委員がおっしゃることも非常に理解できます。この問題は正解がないです。今回、県立高校の校長のアンケートも取りましたが、全県一区に対して賛成か反対かで、五分五分に分かれました。こういうことは、プロの教育者——校長ですら意見が半分に分かれます。今回のアンケートは単に二者択一ではなく、それに対する見解も書いていただきましたが、結局、賛成の校長も反対の校長も、全県一区と学区制それぞれにメリットがあることを書いています。そのメリットとデメリットを比較衡量して、どちらかと言えば全県一区がいい、どちらかと言えば学区制に戻した方が生徒募集が楽になるという結論になっていますが、そのくらい微妙な問題であると認識しています。

その中で、外部有識者も含めていろいろ議論を闘わせ、いろいろな意見がありました。学区制、地域における高校は大事だ、その生徒を確保することは大事だという意見もありました。

ただ、最終的に、生徒の進路は人生を左右する、本当に重要な決断をします。その生徒の人生に大きな影響を及ぼす進路選択に制限を加えるのは、やはりおかしいのではないか。そこは生徒によく考えさせ、選ばせる。そこに自由を与えることは重要ではないかというところで、皆様の意見が一致したと認識しています。

加えて、私が大事と思っているのは、確かに

学区制にすれば生徒募集が楽になるけれど、今そうではない非常に厳しい環境に置かれ、各学長が本当に苦労して、自分の学校を少しでも良くしよう、魅力的な学校にして選ばれるようしようと努力しています。それは、企業経営と同じだと思います。顧客に選ばれるように一生懸命その会社を良くしていく、商品を良くしていく。それと一緒に、そういう力が働かないと大分県の学校は良くなっていかないのではないか。現場には本当に苦労をかけるけれども、そこは大分県の公教育を良くしていくために、絶対に必要ではないかと思っています。

これから、県外の高校あるいは広域通信制の高校などが増え、授業料も無償化される中で、ことの競争になっていく。そこで勝ち抜いていくには、それぞれの高校が一生懸命努力し頑張る。そういう環境を維持していくことが、大分県の教育の底上げを図るために重要ではないかと考えています。

**末宗委員** 一点だけ。教育長も教育の本質に近づきよるんだけれど、最後ちょっと曲がるんよね。本当に大分県の教育を。みんな自分がかわいいきね。部下がそうふつかかってするのか知らんけれど。例えば、僕が一番思うのは、生徒にアンケートを取れば、自分の行っている学校を否定はしないことは100%間違いないんよ。そういうところにアンケートを取る必要がどこにあるのだろうか。そういう本質からずれたところから始めて。（「具体的な提案をしな」と言う者あり）いや、具体的って。

とにかく、大分県、全国的にまだ学区制を取っている意味を余り軽んじられない方がいいと根本的に思うわけよ。そういう思いがあるので、教育委員会の皆さん、本当に本質を理解していただきたいと思う。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後協議を行うので、このまま御着席願います。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

**清田委員長** それでは、内部協議に入ります。先に、県外所管事務調査についてです。事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**清田委員長** ただいまの説明のとおりなので、都合により欠席する場合や途中離脱を行う場合は、早めに事務局へ連絡をお願いします。

ここで、暫時休憩します。再開は、午後1時からとします。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

**清田委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開します。これより、警察本部関係の審査に入ります。

本日は都合により、井上委員が欠席しています。また、委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査に入ります。第87号議案大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**幡野警察本部長** 警察本部長の幡野です。審査に先立ち、一言、御挨拶を申し上げます。

清田委員長をはじめ、文教警察委員会の委員及び委員外議員の皆様におかれでは、平素から警察業務の各般にわたり御理解と御支援を賜つておおり、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会では、付託案件2件について御審査いただき、その後、諸般の報告として大分県長期総合計画の実施状況についてほか2件の案件の説明を予定しています。

それについては担当部長等から説明しますので、よろしくお願いします。

**伊藤警務部長** 第87号議案大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部改正について、御説明します。

文教警察委員会説明資料2ページを御覧ください。

本条例は警察法等の規定に基づき、警察官に対し職務上必要な被服の支給、装備品の貸与等を定めています。

今回的一部改正については、資料2段目の法改正の背景に記載のとおり、警察法施行令等が改正され、女性警察官のスカート及びショルダーバッグが廃止されたことから、条例のスカート及びショルダーバッグに関する規定を削除するという内容です。施行日は、公布の日としています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**末宗委員** ごめん、悪い。直接関係ないんだけれど、今、警察官で女性の割合は何%ぐらいある。

**河野警務課長** 本年4月1日現在ですが、258名、パーセントで言うと12.3%となっています。県警の採用目標を計画立てており、本年度までに12%を超えるという目標でしたので、目標は達成できているところです。

**末宗委員** 感想として、なるべく女性が多い方が警察官もよく採用ができる気がしてね。頑張ってくれ。（「ありがとうございます」と言う者あり）

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第88号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**伊藤警務部長** 第88号議案警察署の名称、位

置及び管轄区域条例の一部改正について、御説明します。

この条例は、警察法の規定に基づき、警察署の名称、位置及び管轄区域を定めたもので、今回の改正は、大分市の大字区域の一部が新たな町名に変更されることに伴い、大分市内の警察署の管轄区域に町名を追加するものです。

文教警察委員会説明資料3ページを御覧ください。

①、②の大分中央警察署管内の大字千歳（せんざい）の一部が明野高城一丁目から二丁目に、大字千歳、大字小池原、大字東明野の各一部が高城台一丁目から四丁目に、③、④の大分南警察署管内の大字光吉、大字田尻の各一部が光吉新町一丁目から四丁目に、大字光吉の一部が光吉台一丁目から三丁目に、それぞれ名称が変更されます。これに伴い、警察署の管轄区域に町名を追加します。条例の施行日については、名称変更の実施日である令和7年11月8日となります。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

**伊藤警務部長** 大分県長期総合計画の実施状況について、御説明します。

施策の評価方法等については、既に教育委員会から説明しているので、省略します。

文教警察委員会説明資料8ページを御覧ください。

警察本部が所管する施策は、政策評価／施策評価一覧表のうちI安心7（1）良好な治安と安全で快適な交通の確保の1施策であり、目標達成に向けた取組を進めています。施策で設定した目標指標の令和6年度における達成状況については、達成が1指標、著しく不十分が1指標となっています。それぞれの指標について、御説明します。

文教警察委員会説明資料9ページ中ほどの2目標指標欄のi刑法犯認知件数を御覧ください。

i刑法犯認知件数については、6年度の目標値2,794件以下に対して、実績値は3,442件で、達成度は76.8%でした。

この要因については、3指標の平均評価と要因に記載していますが、特に街頭防犯カメラの設置促進については、県内全域の自治会等に呼びかけを行った結果、11団体から設置申請があり、37台の街頭防犯カメラが設置されるなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な被害防止対策の推進に取り組んできました。

また、コールセンターの電話オペレーターによる、被害に遭う可能性の高い高齢者宅等への約2万2千件の直接架電によるきめ細やかな注意喚起、特殊詐欺の手口を紹介する動画等を活用したテレビCMやWeb広告等による広報啓発など被害防止対策の推進に取り組んできました。

しかしながら、無施錠の自転車やエンジンキー付のオートバイの盗難被害が前年から大幅に増加したこと、さらに携帯電話への予兆電話等の大幅な増加やSNSを悪用するなどの犯行手口の巧妙化等により、警察官騙りのオレオレ詐欺や副業名目の架空料金請求詐欺が大幅に増加したため、目標達成に至らなかったものです。

今年度は、街頭防犯カメラの設置促進に取り組むほか、詐欺被害の防止対策では県民にあらゆる広報媒体を活用した注意喚起や街頭啓発などの幅広い年齢層を対象とした広報啓発を実施するとともに、ATM警戒業務の実施等、水際防止対策も推進していきます。

続いて、9ページ中ほどの2目標指標欄のii交通事故死者数を御覧ください。

ii交通事故死者数については、6年度の目標値32人以下に対して、実績値は28人で、達成度は112.5%でした。

この要因については、3指標の平均評価と要因に記載のとおり、SNS等の様々なメディアを活用した広報啓発活動、各種シミュレータを活用した参加・体験型の交通安全教育のほか、高校生を対象とした動画コンテストの実施等を通じて、県民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故に直結する悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りなどを推進した成果であると考えています。

今年度は、高齢者の事故防止に向けた川柳コンテストの実施や自転車に関する交通ルールの周知活動を推進し、交通事故防止気運の醸成を図るとともに、引き続き、各種シミュレータを活用した参加・体験型の交通安全教育を通じて、交通事故防止対策を推進していきます。

最後に、文教警察委員会説明資料11ページから15ページについては、それぞれの施策を構成する事業の事務事業評価を記載したものなので、御参考としてください。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 資料14ページの10番交通安全施設整備費及び11番交通安全施設高度化推進事業について、評価がAで達成していることになっています。先般も申し上げたように、自動車のレベル2、レベル4など自動運転システム、センターライン、車線逸脱装置などが標準装備される中で、区画線や停止線といった機能が非常に重要度を増しています。交通安全、交通事故防止・抑止に間違ひなくつながりますが、これを見ると、先日の議会で、ラインが消え掛かっているところの要望が十分応え切れていないという答弁がある中で、実績数字を見ると、まだ予算的には上がっていればいいけれど下がっているので、少し心配したものです。このあたりの認識、道路標識・標示等交通安全施設の整備を推進しという部分が本当にA

に至っているのかどうか。要望に何割ぐらい応えられているかというと、4割程度じゃないかという認識もあったので、この評価と現実という部分、認識のギャップがもしあれば。この指標はこの指標ですが、警察と国土交通省、メーカーなどいろいろな関係者が協力して、剝離率4割だと機能しなくなるという自動車メーカーの最新の動向を含めて、今後考えていく必要があるのではないかと思っています。そういう部分では、ここでもう良しとしたら、来年度以降の予算にも影響が出てくるので、必要なものは必要としてしっかりと要求していく必要があるかと思います。そういう意味での10番及び11番についての認識等があれば、お知らせください。

**後藤交通部長** 麻生委員の御指摘のとおり、今後レベル4など自動運転になっていくと、区画線の重要度がかなり増してくると思います。

警察としても、大体の計画を立てて、区画線、黄色の実線などあらゆるものをしてるので、この指標に関しては、その目標に対して計画どおりにしているという御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、実態として、まだ消え掛かっているところが実際にはあるので、これについては、計画以外の部分でも早期にしていきたいと考えています。

また、令和8年9月には、生活道路の30キロメートル毎時という新たな法定速度ができます。こうなると、警察で言えば黄色の追越しのための右側部分はみ出し通行禁止の部分、道路管理者で言えば白線の部分、こういったもろもろが必要になってくるので、まずはこういったところを確実に更新していきたいと考えています。

麻生委員御指摘のとおり、実態に応えているのかというところはあるので、今後、県民の意見も聞きながら、そういう実態が分かれば、早期に対応していきたいと思っています。

**麻生委員** 土木建築部が国土強靭化、東南海巨大地震に備えた対策、5か年緊急対策事業として行っているのと同じように、交通安全対策も、車の性能が一気に変わってきた中で、交通

安全対策緊急3か年事業くらいで財源を確保して一気にしていく必要があるかと思っているので、そういう声を是非中央にもあげていきながら、予算を確保して、一緒に協力できればと思っているので、よろしくお願ひします。

**吉村委員** 資料9ページの交通ルールや交通マナーに関連して、先日、私も地元の中学校で開かれた交通安全教室に参加し、中津警察署や大分県交通安全協会の方が来て説明をしていただきました。来年4月からの自転車の青切符の導入を含めて、湯～チャリトレーニング、マルバツ問題を事前にこどもたちにさせて、そして講習会、交通安全教室に参加します。自分もしましたが、10問中8問の正解でした。これが良いか悪いか分からぬですが、こういう取組を県警察がされているということで、来年度の導入に合わせて、県下の中学生や高校生を対象に、交通安全教室がどの程度開催されているのか。また、来年4月に合わせてこれを進めたらいいと改めて思ったので、是非教育委員会とも連携しながら進めていただきたいと思ったので、発言しました。状況が分かれば。

**後藤交通部長** 吉村委員御指摘のとおり、湯～チャリトレーニングを7月からしています。実施者数が4千人ぐらいで、中高校生が一番多い状況です。まずは自転車に関してルールを守ってもらいたいということで、予算を取ってこういったコンテンツを開いています。

来年4月から始まるので、1月から3月までの間に強力に広報していきます。こういったルールを皆様に周知していきたいので、広報をどんどんしていきたいと考えています。

また、交通安全教室は途絶えることなく継続していくものなので、今年が多い少ないというよりも、毎年警察署と大分県交通安全協会で連携して、継続的にかなり強力にしています。引き続き、大分市、中津市、日田市にかかわらず、全てのところで実施していきたいと考えています。

**吉村委員** 来年4月から自転車の青色切符の導入もあるので、なかなか分かりにくいところがあり、実際にどこまでが違反になるのか分かり

にくいので、こういう教室を通じて、是非中高生に広めていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

**岡野副委員長** 資料12ページの5番特殊詐欺対策等水際対策強化事業について、さきほど評価がどうしても低いという話がありました。年度頭の常任委員会でも、こういった特殊詐欺は本当に複雑化・悪質化しているので、重点的に是非お願ひしたいという話をしたときに、事業の成果のところで74件増加している、目標達成できなかつたとあるのですが、昨年から引き続き関わってみて、新たに分かったことや今後の強化の仕方——今後の方針はここに書いていますが、そういったところがあれば、お話を聞かせてください。

**三浦生活安全部長** ここに書いてあるとおり、引き続き、予算事業でコールセンターやATMの警戒業務などいろいろ実施していきます。

本年特徴的だったのが、国際電話の予兆電話が非常に多くなっています。まず、犯人と話さないといった対策が重要なので、この国際電話不取扱受付センターに申込みさえすれば国際電話を受け付けなくなる、休止という形になります。今回資料には出でていませんが、9月1日から11月末まで、県警察では総力を挙げて、各警察署でしっかりと各世帯を回ります。あるいは、人が集まる場所において促進の取組をして、犯人が電話を架けてもう架からない、国際電話は架からない、プラスから始まる電話番号は架からないということを実施していこうと考えています。

**岡野副委員長** 是非、分かったことをいろいろと県民にしっかりと伝えていっていただきたいと思います。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** 地域防犯力強化育成事業の関連になるかと思いますが、警視庁などでは、痴漢などを含めた迷惑行為や性被害などに対する防犯アプリがあつたりします。痴漢です、助け

てくださいとスマートフォンで被害者がアピールして助けを求める。周りの方が、もしかして痴漢じゃないですか、大丈夫ですかとスマートフォンで声をかけるみたいなのもあります。そういう取組を何かされているのか、あるいは今後計画があるのかが一つ。

もう一つは、大川原化工機事件で無罪判決が出て、昔の冤罪事件はだいぶ可視化などされてきているかと思いますが、最近もそういう冤罪事件があります。冤罪は、真犯人を取り逃してしまうことにもなり、大変な人権侵害になるので、冤罪を招かない対策は何かされているのか。その点を教えてください。

**三浦生活安全部長** 最初に、痴漢の関係について、痴漢対策として、列車の場合、鉄道警察隊などでいろいろと警戒活動をしています。アプリの関係について、実は、令和7年度予算で、本県で使っている通称まもめーる——メールとアプリの二つありますが、そのアプリの方を少し改修して、ホーム画面がないので、ホーム画面が出るようにします。それから、痴漢対策として、防犯ブザーなども搭載することになります。防犯ブザーに加えて、画面に痴漢、助けてくださいというのを縦書きで出します。もう一つは、痴漢されていませんかというのを画面に出します。被害者が自ら人に助けを求める画面と、周囲の方が痴漢をされているのではないかを見たときに、御本人に見えるように、痴漢されていませんかという画面を出します。アプリの改修が来年1月ぐらいに完了する見込みで、今進めています。

**福岡刑事部長** 大川原化工機事件について及びそれに関する防止策について、御説明します。

大川原化工機事件をはじめ、最近いくつか無罪事件・判決が続き、県警察としても、警察に対する国民・県民の信頼に疑惑を生じさせる事案であると重く受け止めています。

警察の活動あるいは捜査は、国民・県民の信頼の上に成り立つものであることを改めて肝に銘じて、事件捜査に取り組むように指示しています。

大川原化工機事件について、いくつかの反省

や教訓が検証として出されています。具体的な例を一つ申し上げると、捜査をするチーム運営の問題が挙げられています。この反省を受け、現場に対して、例えば、悪い報告でもしっかりと組織にあがる関係や雰囲気を構築するために、幹部は特にチーム内のコミュニケーションの労を惜しまない、積極的にチーム一丸となれる取組を行うことを指示しています。

いずれにしても、県警察としては、こういった他県の事例であっても、これらの事案の反省、教訓を決して人ごとではなく自らのことと置き換え、受け止めて事件捜査に取り組み、県民の期待と信頼に応えていきたいと考えています。

（「ありがとうございます」と言う者あり）

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないで、次に、②の報告をお願いします。

**福岡刑事部長** 県警察では大分県暴力団排除条例の改正を予定していますので、その概要について御説明します。

文教警察委員会説明資料16ページを御覧ください。

今回の主な改正点は3点です。順に説明します。

改正の大きな1点目は、資料中ほどに現行と改正後と書いている1暴力団事務所に対する規制強化です。青少年のための良好な環境の確保を目的に、暴力団事務所に対する規制強化を行うこととしています。

現行の条例では、学校、図書館、児童福祉施設や公民館などを保護対象施設して、その周囲200メートル以内で暴力団事務所を開設・運営することを禁止しています。

今回の改正では、それに加え、保護対象施設に都市公園法に規定する都市公園を追加するとともに、都市計画法に規定する用途地域と言われる地域内の暴力団事務所の開設・運営を禁止する改正を行いたいと考えています。

まず、都市公園について、国や地方公共団体が設置する公園で、大規模な運動公園、砂場や遊具がある小さな公園も含まれます。

次に、用途地域について、商工業等が盛んないわゆる市街地として定められている地域であり、県内では18市町村のうち九重町と姫島村を除く16市町に市街地として設定されています。16市町の市街地をほぼ全て含んでいるので、改正後は実質的に暴力団事務所を市街地に開設することは不可能となる改正です。

なお、条例改正前から開設・運営されている暴力団事務所については、既得権があるので認めざるを得ず、規制の対象とはなりません。一方、現在使用されている暴力団事務所においても、ほかの組織の暴力団事務所として使用されるようになった場合には、例え同一の建物であっても規制の対象となります。

罰則について、保護対象施設の周囲200メートル以内に事務所を開設・運営した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。

一方、用途地域に対する規制に違反した場合は一旦中止命令を発出し、命令に違反した場合に1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科す間接罰とすることとしています。

同様の違反行為にもかかわらず、罰則の適用に違いがある理由は、保護対象施設、例えは今回加わった公園等は一見して視認できる違反行為であることを明確に認識できる一方、用途地域に関しては明確に視認できないので、保護対象施設に対する規制に比べて明確性に劣るということから、一旦中止命令を行い、違反状態であることを暴力団側に十分認識させた上で、同命令に違反した場合に罰則を科す間接罰としたものです。

次に、改正の大きな2点目は、資料左下の2暴力団事務所への青少年の立ち入らせに対する規制です。青少年の健全育成を目的に、暴力団員が青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることを規制する改正を行いたいと考えています。

現行の条例では、青少年を暴力団事務所に立ち入らせる行為については規制されていません。

暴力団事務所は暴力団員の活動拠点であり、そのような場所に青少年が立ち入ることは、暴力団に取り込まれ、将来的に暴力団員となる危

険性が高まります。

今回の改正では、暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを規制し、違反行為に対しては中止命令又は再発防止命令を発出して、命令に違反した場合に6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科す改正を行いたいと考えています。

改正の大きな3点目は、資料下段右側の3暴力団排除特別強化地域の指定及び資金獲得活動の規制を強化です。繁華街における暴力団と事業者の関係遮断を目的に、まず、暴力団排除特別強化地域を指定して、その地域内で事業者と暴力団の利益の授受等に対して罰則を科す改正を行いたいと考えています。

現行の条例でも、事業者と暴力団員の間における利益の授受を禁止されており、違反した場合には勧告あるいは公表等の行政措置をとる規定となっていますが、行政措置にとどまるが故に安易に暴力団を利用しようとする事業者が未だにいることから、暴力団の活動状況等を総合的に勘案して、大分市と別府市の繁華街を暴力団排除特別強化地域として指定するとともに、その地域内で風俗営業や飲食店を経営する事業者を特定営業者と規定し、暴力団と特定営業者の間で利益の授受が行われた場合には1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科すことにより、暴力団と事業者の関係遮断を推進することとしたものです。

今回の改正にあたり、大分市、別府市の繁華街に限らず、県下全ての繁華街を特別強化地域に指定することについても検討しましたが、まずは、暴力団の活動状況や不法行為事案の発生状況を勘案して、風適法施行条例により午前0時以後も風俗営業ができる地域及び店舗型性風俗店を営業できる地域に該当する大分市都町1丁目から4丁目、中央町1丁目から4丁目、別府市北浜1丁目、楠町、元町を特別強化地域に指定することとしたものです。

なお、今回指定されない地域についても、今後の暴力団の活動状況や不法行為事案の発生状況によっては、特別強化地域に追加することも考えています。

今回の改正では、違反行為に対し、暴力団員だけでなく事業者にも罰則を科すこととなります。暴力団に利益供与をしていることを積極的に申告した特定営業者には、警察が違反を認知していた場合であっても自首として取り扱って、刑を減免できる旨規定し、改正することとしています。

この規定によって、特定営業者が自発的に暴力団と決別することにつながるものと期待をしています。以上、改正概要です。

なお、改正をするにあたり、県民から広く意見を募集するため、本年10月1日から10月31日までの1か月間、パブリックコメントを実施することとしています。

その結果を受けて、本改正条例については、令和8年第1回定例会に上程することを予定しています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないで、次に、③の報告をお願いします。

**武繁組織犯罪対策課長** 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について、御報告します。

警察本部が所管する団体のうち、地方自治法に基づき今議会へ議案として経営状況等を報告する団体は1団体、その他、議案の対象ではないものの、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき指導監督を行っている団体は2団体、合計3団体となります。

文教警察委員会説明資料17ページをお開きください。

警察本部が所管する団体について、出資比率が25%以上等の指定団体は、ナンバー28の公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター、ナンバー29の公益財団法人大分県交通安全協会の2団体、出資比率が25%未満のその他の

出資等団体は、ナンバー14の公益財団法人大分県防犯協会の1団体、合計3団体となっています。

経営状況等の説明の前に、公益財団法人大分県暴力追放運動推進センターの概要について、簡単に御説明します。

当団体は暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的として、平成3年8月に財団法人として設立され、平成4年5月に暴力団対策法に基づき、大分県公安委員会から暴力追放運動推進センターとしての指定を受け、暴力団排除活動における県の中核として活動しています。

また、平成25年2月には暴力団対策法に基づき、国家公安委員会から暴力団事務所周辺の住民の委託を受け暴力団事務所の使用差止の代理訴訟ができる適格都道府県センターとしての認定も受けています。

それでは、当団体の経営状況等について、御報告します。

文教警察委員会説明資料18ページを御覧ください。

当団体の基本財産は、項目2に記載のとおり、県出資の4億6,500万円を含めた6億950万円であり、基本財産の運用収入及び賛助金等を主たる財源としています。

事業内容は、項目3に記載のとおり、暴力根絶のための啓発活動や暴力団員による不当な行為に関する相談活動などとなっています。

6年度決算状況は、項目4の正味財産増減計算書に記載のとおり、経常収益が2,689万円、経常費用が2,509万8千円となっており、当期正味財産増減額は179万2千円の増となっています。経営状況としては安定した状態です。

資産関係は、貸借対照表に記載のとおり、資産総額が6億3,020万1千円、負債総額が191万5千円、正味財産（純資産）が6億2,828万6千円となっています。負債の主なものは賞与引当金であり、借入金もなく、経営状況は安定しています。

次に、項目5問題点及び懸案事項並びに項目

6対策及び処理状況について、当団体の経営状況はここ数年安定していますが、公益事業を安定的に推進するためには、県民の理解と協力を得つつ、賛助金の拡大に努める必要があります。そのため、県警察として、責任者講習や不当要求調査活動などといった当団体の活動を通じて、広く県民に広報するなどして活動状況に理解を求める、新規賛助会員の開拓に努めるよう指導監督していくとともに、より緊密に連携を図りながら暴力団排除活動を推進していきます。

**石角交通企画課長** 引き続き、公益財団法人大分県交通安全協会について、御報告します。

文教警察委員会説明資料19ページを御覧ください。

項目2のとおり、当団体への県からの出資金はありませんが、県の事務と密接に関連する運転免許関連事業や自動車保管場所関連事業等の公益性の高い事業を毎年度一定額補助または委託していることから、その経営状況に健全性・透明性が求められるため、県の指針に基づく公社等外郭団体に指定されています。

当団体の事業内容は、項目3のとおり、交通安全思想普及のための広報啓発、交通安全教育や交通秩序維持のための優良運転者の育成・運転者教育等を実施しています。なお、当団体は、道路交通法の規定に基づき、大分県公安委員会から大分県交通安全推進センターに指定されており、そのほかにも広く交通事故防止活動全般にわたる事業を行っています。

6年度決算状況については、項目4のとおり、当期正味財産増減額が1,843万1千円増加、正味財産期末残高は13億7,828万4千円となっています。当期正味財産増減額の主たる増加要因は、運転免許更新者の増加による講習収益と会費収入の増加並びに当団体が運営する大分県自動車学校の経営努力によるものです。

問題点及び懸案事項並びに対策及び処理状況は項目5・6に記載のとおり、当団体の経営は、その性格上、短期的にも長期的にも免許人口の増減に左右されることから、業務の効率化や会員加入率の向上等による経営の平準化に常時配慮する必要があり、引き続き、団体に対する適

切な指導・助言を行っていきます。

**原田生活安全企画課長** 最後に、公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等について、御報告します。

文教警察委員会説明資料20ページを御覧ください。

大分県防犯協会は県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

項目2のとおり、当団体への県の出資額は200万円、県出資比率は7%となっています。人的支援の状況について、当団体への県職員の業務援助はありません。

項目3の事業内容について、当団体は防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しています。

項目4の6年度決算状況について、経常収益は3,634万8千円、経常費用は3,583万4千円、当期正味財産増減額は44万3千円の増額となっています。令和5年度の当期正味財産増減額が減額であったところ、令和6年度に増額となったのは、令和6年4月1日に自転車防犯登録手数料を100円値上げしたことにより、同手数料収入が281万円増加したことが主な要因です。

最後に、項目5問題点及び懸案事項、項目6対策及び処理状況についてです。賛助会員数が減少傾向であるところ、防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大を図り、県民の理解と協力を得ていくことが不可欠です。団体役員による企業訪問や各種防犯活動を積極的に推進するなど、あらゆる機会を通じて当団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求める、賛助会員の拡大等に向けた協力依頼を継続していきます。警察本部としても、自主防犯活動の中核である当団体に対して、事業の効果を勘案しながら事業規模の見直しを検討して経費を抑えるなど、効果的な事業活動と安定した運営について必要な助言を行っていくこととしています。

**清田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から

質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**猿渡委員外議員** さきほどの、痴漢です、助けてくださいアプリ、大変有り難いと思います。せつかくなので、痴漢に限らず、ストーカーやハラスメントなどいろいろな場面で使えるバージョンもあると有り難いと思います。困っています、助けてくださいなどでしたら、痴漢だけではなく、いろいろな場面で使えるかと思います。通りがかりの殺人や犯罪もいろいろと増えているので、単なる大丈夫ですかといったアプリだと、周りの人もいろいろ使えるかと思います。

あと、いろいろな動画で見たことがあります、痴漢や何か困っているのではないかというときに、あら、何とかさん、お久しぶりと、全然知らない人なのに知り合いのふりをして声をかける、体調が悪いの、大丈夫と言って声をかける。そういうことで、犯罪を途中でストップさせる動画も見たことがあります。そういうことを動画などで周知していくことも大事かと思いますので、要望です。何かありましたら、よろしくお願いします。

**三浦生活安全部長** さきほど説明した画面について、ほかにも詐欺対策など、例えば、ATMで振り込みをしている方に対して、電話をかけながらしている人に対しては、その電話は詐欺ではないか、電話を切ってくださいというような、その方は話しているので、それを見せながらということもメニューとしては考えていましたが、猿渡議員のお話も参考にさせていただき、その辺を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

**清田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別にないので、それでは、さきほど採決を保留していた第85号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、こ

れより採決します。

なお、本案について、合い議をしていた総務企画委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことあります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これをもって、警察本部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆様は、お疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行うので、このまま御着席願います。

〔警察本部、委員外議員退室〕

**清田委員長** それでは内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別にないので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れ様でした。